

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 1 号	令和2年1月31日 受理
件 名	厚木市役所本館内地下通路外部喫煙所撤去を求める陳情
陳 情 者	厚木市旭町二丁目5番8号 中村 昭夫
付託委員会	総務企画常任委員会

《陳情の趣旨》

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の目的では、受動喫煙による県民の健康への悪影響が明らかであることに鑑みている。県民、保護者、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずることにより、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止する。関係者の責務として、県民の責務は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、他人に受動喫煙をさせることのないよう努めることなど。保護者の責務は、監督保護に係る未成年者の健康に対して、受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めること。事業者の責務は、事業活動を行うに当たっては、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に取り組むよう努めることなど。県の責務は、受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定及び実施し、県民・事業者の自主的な取組を促進するため必要な支援を行うよう努めることなどを定めている。本条例制定当初は、禁止行為（第7条）で、何人も、非喫煙区域内においては、喫煙をしてはならない。また、公共的施設における措置（第8条）第1種施設の施設管理者は、禁煙の措置を講じなければならない。第2種施設の施設管理者は、禁煙又は分煙の措置を講じなければならない。現在の厚木市役所本庁舎内地下通路外部喫煙所では、第9条喫煙所の設置に対しての施設管理者は、管理する公共的施設に喫煙所を設けることができる条文に基づき、施設管理者の義務・保護者の義務（第10条～14条）非喫煙区域へのたばこの煙の流出を防止するための措置を講じること、非喫煙区域に喫煙器具又は設備を設置してはならないこと、喫煙区域及び喫煙所に未成年者を立

ち入らせないこと、非喫煙区域において喫煙を行っている者に対し喫煙の中止等を求めること、施設の入り口などに禁煙又は分煙等の表示を行うこと等の条件により設置されています。また、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の制定により、2020年4月から全面施行となりますが、喫煙可能室設置施設の届出も改正健康増進法の規定により、既存特定飲食提供施設に限り、経過措置として喫煙可能室の設置が認められています。しかし、喫煙可能室の設置を届出しなければなりません。

厚木市役所本館内地下通路外部喫煙所の現況は、「保護者の義務、監督保護に係る未成年者を、利用者として喫煙区域及び喫煙所に立ち入らせてはならないこと」には、該当しないとされる状況である。喫煙所としての管理・警備の形態を確認することはできず、清掃状況も非喫煙者の人体への副流煙の健康配慮は、臭いからも感じられる。施設劣化が著しい状況も、天井や壁の茶褐色であることから容易に判断できる。火気の使用についても、責任管理が行き届いているとはいえず、フリースペース状況と同様なありさまであります。これは、公共施設における喫煙場所としては認められる状況にはない。

厚木市の本部機能を備えた拠点の建物において、危険要素となり得るものは、ふさわしくない状況である。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック支援推進事業とその契機としたレガシー創出などを率先して掲げている厚木市は、東京都の対応や他市状況を踏まえ、早急なる態度を示す必要があります。

《陳情の項目》

- 1 厚木市役所本館内地下通路外部喫煙所撤去をすることを求めます。
- 2 パーティション・灰皿・喫煙テーブル（換気扇喫煙用集塵脱臭機）の撤去と外壁清掃・床の清掃をして、既存通路に戻すことを求めます。